平成２１年（フ）第４４号
高知県宿毛市藻津761番地２
債務者　濵邊　愼二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２１年（フ）第４６号
高知県宿毛市萩原７―45田村ハイツ211、住民票上の住所高知県宿毛市西町３丁目14番３号
債務者　中脇みつよ
1　決定年月日時　平成21年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２０年（フ）第７８１号
宮崎県宮崎市吉村町孫堀甲2009番地１
債務者　池井由美子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月９日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第２４号
北海道岩内郡岩内町字相生127番地の16
債務者　上野　綾子
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２５号
北海道岩内郡岩内町字大浜67番地の４
債務者　土門三恵子（旧姓上野）
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第２６号
北海道岩内郡岩内町字万代30番地の９　コーポあづま201
債務者　川越　行洋
1　決定年月日時　平成21年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第４０９号
千葉県野田市上花輪1144番地の７
債務者　舘岡　君枝
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２６号
千葉県松戸市松飛台607番地の15
債務者　木村　武行
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４２７号
千葉県松戸市松飛台607番地の15
債務者　木村　悦子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４３６号
千葉県松戸市野菊野２番地野菊野団地２棟805号室
債務者　金成　英二
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第４４６号
千葉県柏市布施1470番地７
債務者　海老原廣子
1　決定年月日時　平成21年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２１年（フ）第２２号
長野県駒ケ根市下平711番地64　北原団地３号、前住所長野県飯田市上郷黒田2075番地３
債務者　西浦せい子
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第５５号
長野県下伊那郡高森町山吹4499番地３
債務者　林　　直美（旧姓桐生）
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第５７号
長野県飯田市座光寺2378―１ボンヌ・シャンス302、住民票上の住所長野県飯田市上郷黒田3614番地　ビーバーズマンション９・303号
債務者　瀬尾　　瞳
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第６９号
長野県飯田市松尾代田1802番地１
債務者　竹村　　宗
1　決定年月日時　平成21年７月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月10日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２１年（フ）第５８１号
神戸市須磨区多井畑東町６番地の４　正木ハイツ201号
債務者　佐藤　秀作
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第７０７号
神戸市中央区港島中町２丁目４番地の１　港島住宅70号棟213号
債務者　吉岡　芳仁
1　決定年月日時　平成21年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部